

第2期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第2回）

1 日時

平成29年2月20日（月） 午後6時から午後8時30分まで

2 場所

東京都庁第一本庁舎 25階 108・109会議室

3 出席者

有村委員長、藤平委員長職務代理者、坂田（仰）委員、林委員、坂田（篤）委員、笠原委員（遅刻）、鈴木委員、横井委員、相川委員、橋本委員（10人） ※ 欠席なし

4 事務局参加者

出張指導部長、冠木指導部指導企画課長、大和指导部義務教育指導課長、藤井指導部高等学校教育指導課長、伏見指導部特別支援教育指導課長、秋田総務部企画担当課長、月山教育相談センター次長、小寺指導部主任指導主事〔生徒指導担当〕、志村教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事

5 傍聴者

1人

6 報道機関

取材 1社

7 審議内容

（1）「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果から見られる取組の現状と課題について

8 審議記録

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

皆様こんばんは。開会に先立ちまして、委員の皆様へ御連絡を申し上げます。

1点目は、資料の確認でございます。机上に配付させて頂きました資料ですが、次第の下段に配付資料の一覧がございます。資料1、資料2、資料3、4、その後4の下に別冊という形で2冊上巻、下巻を置かせて頂いています。その下にはまた資料5、6、7と続いております。不足等がございましたらお声を上げて頂ければと存じます。

2点目は、本日の取材の状況でございます。本日は1社の報道機関がこの会議の取材を申し出ておりますので許可をいたしております。また、本日傍聴につきましては都の教育委員会傍聴規則に準じて本会議の傍聴を受け付けることといたしております。本日はお一人の方の傍聴を受け付けておりますので御報告をいたします。

それでは、有村委員長、会議の進行をお願いいたします。

（開会）

【有村委員長】

皆さんこんにちは。本日は東京都教育委員会いじめ問題対策委員会にお集まり頂きましてありがとうございます。委員10名のうち現在8人の出席を得まして、定数に達しておりますので開会をさせて頂きたいと思っております。笠原委員、それから横井委員の2人については遅れて参加されるとのことでございます。

また、本日の会議では東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則第7条の中で、対策委員会は

委員長が必要と認める場合には委員長以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができると規定しております。本日は杉並区立和田小学校長、碓寛先生、立川市立立川第二中学校長、常盤隆先生、都立光丘高等学校長、服部幸一郎先生の3名の方に御参会をお願いしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第2回東京都いじめ問題対策委員会を開催いたします。

はじめに、本委員会の委員であられました木原警視庁生活安全部管理官が他の部局に人事異動になりましたために、2月13日付で新たに後任の橋本満管理官が本委員会の委員として任命されております。改めて橋本委員から御挨拶頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【橋本委員】

皆さんこんばんは。2月13日付で警視庁生活安全部少年育成課の管理官として着任をいたしました橋本と申します。少年育成課で少年の健全育成に関する諸対策を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【有村委員長】

よろしくお願ひいたします。次に、東京都教育庁、出張吉訓指導部長から御挨拶頂きます。よろしくお願ひします。

【事務局（出張指導部長）】

改めまして、こんばんは。

委員の皆様には公私とも非常に忙しい時期に第2回の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席頂きまして、本当にありがとうございます。前回第1回の会議において、お手元にごございます「いじめ総合対策【第2次】(案)」についてお示ししましたが、おかげさまで、去る2月9日の教育委員会に議事案件として提出いたしまして審議をして頂きまして決定したところでございます。この「いじめ総合対策【第2次】」を決定するに当たりましては、東京都教育委員会のホームページに掲載いたしまして1か月パブリックコメントを取り、また、前回の会議では皆様から御意見を頂戴いたしまして、それらも反映しながら加筆、訂正したのがこの冊子になっているところでございます。また、御案内のとおり、文部科学省の方からもいじめ防止対策協議会ができておまして、そこで審議がされているところでございまして、国の基本方針の改訂作業が大詰めにかけているということを伺っております。こういうものについても内容を上巻の方に、追加訂正をさせて頂いているところでございます。

この上巻に加えまして、下巻の形でいじめに関する授業のプログラムや教員研修のプログラムから構成される「実践プログラム編」も作成いたしまして、上・下巻セットで新たな「いじめ総合対策」ということで決定を頂いたところでございます。

なお、この「いじめ総合対策【第2次】」でございまして、本年4月に都内の公立学校の教職員一人一人に一冊ずつお渡しする形になっているところでございます。内容につきましては、この後担当の方から説明をさせて頂ければと考えているところでございます。

さて、本日は、先ほども委員長からお話がありましたが、小学校、中学校、高等学校におけるいじめの定義の正確な理解に基づく認知等、組織的対応の在り方ということで、3人の校長先生からお話を伺うということになっております。杉並区立の和田小学校長の碓寛先生、それから、立川市立立川第二中学校長の常盤隆先生、それから、都立光丘高等学校長、服部幸一郎先生に御参加頂いているところでございます。非常に遅い時間でございますが、御参集頂きまして、本当にありがとうございます。ただいま申し上げました「いじめ総合対策」を真に実効性のあるものにしていくには、各学校における着実な実践と教職員一人一人の熱意にかかっていると考えているところでございます。東京都教育委員会といたしましても、学校や教職員の真摯な取組を全力で支援してまいりたいと考えているところでございます。

学校の取組の一層の充実に向けまして、委員の皆様には忌憚きたんのない御審議を賜りたくお願ひ申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせて頂きます。どうぞ、本日はよろしくお願ひいたします。

【有村委員長】

ありがとうございました。今、部長からも「いじめ総合対策」についての二つの冊子が4月に全

教員に配られている、都教委の意気込みを感じるお話を頂きました。ありがとうございます。続きまして、報告事項でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（冠木指導企画課長）】

それではよろしく願いいたします。

まず、資料の1番をお開けください。先ほど、委員長からも御紹介ございましたが、改めて御案内してまいります。いじめ問題対策委員会、委員名簿の中で、一番下の欄でございますけれども、本委員会の委員でございました警視庁生活安全部管理官の木原茂様が2月13日付けで人事異動ということで、御本人から退任届が提出されました。これを東京都教育委員会教育長は許可しまして、臨時代理より、後任の橋本満様を新たな委員として任命したところでございます。先ほど御挨拶を頂きました。よろしく願いいたします。これが1点目でございます。

次に、資料の2番を御覧ください。資料の2番につきましては、東日本大震災による被災した児童・生徒に対するいじめを防止する取組等の徹底についてということでの通知文の裏表になってございます。まず11月16日付けにつきましては、被災地から避難している子供が東京の子供と共に学び、希望を持って未来を切り開けるよう教育委員会や学校は全力で子供たちを支援しなければならないことについて、都教育委員会としましても、これまでも避難してお子さんに対して心理職を派遣するなど学校における重点的な支援対策を確保してまいりましたが、この通知では全ての教育活動を通して、被災した方々に対し誤った認識や偏見を抱くことのないようにするとともに、お互いに支え合って災害を乗り越えることの大切さについて理解できるよう人権教育や防災教育の視点から徹底を図ることを求めたものでございます。それから二つ目といたしまして、実際に被災した子供たちが在籍している学校においては、保護者等との連携を徹底して、子供がいじめの被害を含め、悩みや不安を抱えていないかを確認すること、日頃の子供たちの状況の観察を徹底することを求める通知になっております。表面が区市町村宛て、裏面が都立校長宛てになっています。これに加えまして12月19日、2枚目になりますけれども、1番、2番の(3)のところでございますけれども、当該児童がほかの児童・生徒と共に安心して学び希望を持って未来を切り開けるよう、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員により当該児童・生徒に対する支援体制を確立するように求めた文書でございます。こういうような形で、今後とも区市町村と区市町村教育委員会とそれから学校と緊密に連携いたしまして、被災地から避難している子供たちに対するいじめ防止の取組の徹底を図ってまいります。以上が資料の2番でございます。

三つ目の報告でございますが、資料の3番については、先ほど指導部長からの挨拶の中にもございましたけれども、2月9日の定例教育委員会で「いじめ総合対策【第2次】」が策定されましたので、主に前回お話したところに加えて、パブリックコメントで頂いた意見、それから文部科学省の下に設置されたいじめ防止協議会から、案が示されているわけですが、その部分について変更をしたところ、あるいは付け加えたところなどを中心に簡単に説明をさせて頂きたいと思っております。

それでは、上巻を開けて頂きたいと思っております。15ページをお開きください。併せて資料の4でパブリックコメントの中身が資料になってございますので、資料の4も合わせて御覧頂けるとありがたいと思っております。15ページにおきましては、「ア 魅力ある事業の実現」の中で、6行目に「一人一人の子供が目標をもって集中して学習活動に取り組めるようにするなど、学習意欲を高めることができる事業への改善を図る。」という文章を付け加えさせて頂いたところでございます。これは資料4でいきますと4番目の「子供がいじめに向かわない学習指導の工夫」として、御意見の趣旨といたしましては、お子さんが退屈することなく集中して取組を行うことができるよう指導を工夫することで、ほかの子供に対していじめの行為を行わないようにすることが必要であるという御意見を頂いたところでございまして、これを反映する形でこの2行を入れたということでございます。同じ15ページの「イ 豊かな情操」のところでございますが、6行目、「特に発達障害を含む障害がある子供、性同一性障害や性的趣向、東日本大震災に被災した子供と人権上配慮が必要な子供については当該の子供の特性を踏まえ、日常的に保護者と連携しながら他の子供に対して適切な指導を行う。」この3行につきましては先ほど部長の方から御挨拶させて頂きました中の、文部科学省の会議の中でこういったところを打ち出しておりますので、そういったところを反映させたところでございます。

裏面、16ページでございますが、「エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を含む指導」の中の3行目、多様な他者と協働して解決しようとしたりする態度を育成する。あるいは、「オ 一

人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ」というようなところがございます。資料4で、「いじめ問題の解決のためには教職員の人権意識を向上させること。子供に多様な存在を認める意識を身に付けさせることが必要である。」と記載されておりますので、こうしたことは既に示していると御案内したところでございます。

18ページの「コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり」のところの、「一人一人の教職員の力を生かしながら組織としての機能を発揮して、管理職が積極的に教職員に声掛けする。」この部分でございますが、これはパブリックコメントの2番、管理職の上意下達のみでは、教職員が主体的に学校運営に参画する意識を持つのは困難であるという御意見に対応しまして、既に示しているページを明らかにしたところでございます。

少し飛んで頂きまして、29ページの保護者、地域関係機関との連携の共通理解の中で、○の3番目の最後のところです。「特に地域住民等に対して、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、ためらうことなく学校や所管教育委員会に通報してもらえよう依頼しておくことが大切」ということです。これにつきましては、資料4ですと裏面の10番になりますけれども、いじめ問題は家庭の環境が影響していることもあり、教員だけで解決することは困難な場合も多いので、地域の高齢者等の協力を得て学校に常駐させたり、何かあったら所管の教育委員会に通報する体制を整備すべきであるといった御意見を頂きまして、今の部分について追記をさせて頂いたところでございます。

このような形で、8人の方に10件の御意見を頂いて、それぞれ反映をさせて頂いたところでございます。

105ページにつきましては、パブリックコメントを頂いた中の8番ですか。8番の中で、犯罪に該当するいじめの行為を小学校のときから正しく指導すべきである等々の御意見を頂きまして、これに対応してこのページを新たに追加したところでございまして、このページは平成25年に文科省から出ている早期に警察への相談、通報をすべきいじめの事案についてという通知がございますが、これに基づいてこのページを1枚追加したというところでございます。

続きまして、下巻につきましては、上巻の内容を踏まえて、各学校においてどんな授業をしていくか、あるいは先生方対象の研修をどういうふうに進めていくかといった視点で編集をいたしました実践プログラム編でございます。

8、9ページを御覧ください。見開きになってございます。

8ページ、指導内容の一覧ということで、学習プログラム、縦に見て頂いて、「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」から4番の規範意識の醸成までの4項目で構成させて頂いてるということでございます。横に見て頂くと、小学校低学年から中学校、高等学校、特別支援学校ということで、発達段階に応じてプログラムを示しているところでございます。

なお、特徴的なところといたしましては、「いじめを許さない、させない」の1番のカテゴリーの高等学校のところ見て頂きますと、今、高等学校で進めております「人間と社会」についてというふうはこの教材として扱っていくかを示したり、「規範意識の醸成」の4番のカテゴリーの小学校高学年から高等学校に向けて、最近SNS上でのトラブルやいじめということについても学習ができるような編集になっております。

続きまして12ページにつきましては、こういった形でこのページ構成がなされているかというところでございまして、右上には教材があり、左下は板書例、あるいはこんな資料を使ってみたらどうかというような提案をさせて頂きまして、比較的経験の浅い教員でもこういったところで指導がしやすくという趣旨で作っております。

70ページを開けて頂きますと、今度は研修の方のプログラムの概要について簡単にまとめてございます。70ページ、71ページを開けて頂いて、ステップ1の研修1から3までについては、これはどの学校でも取り組んで頂きたいと、今、東京都教育委員会では、教員研修について年間3回は少なくともやるよう求めているところでございます。その3回分に当たるところは、このステップ1でございまして、これは全ての学校で取り組んで頂きたい内容です。ステップ2の研修4番から8番までについては、これは学校の状況に応じて取り組んで頂きたいということで提案をさせて頂いているところでございます。

最後になりますが、95ページからは、いじめ問題への対応の事例を載せております。教員が小さなトラブルに気付くいじめを発見した事例など、特に学校いじめ対策委員会が適切に機能して組織

全体で解消に導いた事例、うまくいった事例などを進行台本の形で、エピソード形式で6事例載せさせて頂いております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

【有村委員長】

課長、ありがとうございます。今、3点にわたって御報告頂いたわけで、とりわけ1点目の橋本委員の交代について御理解頂けたらと思います。2点目の東日本大震災の通知ですね。それから「いじめ総合対策【第2次】」の二つの資料、上・下巻でございました。

皆さんから、また改めてこのところを聞きたいとか、何かございましたらどうでしょうか。どうぞ、御遠慮なくお願いします。どうぞ、坂田篤委員をお願いします。

【坂田（篤）委員】

この対応事例はどのような方々がお作りになられたか、現場の先生方に集まって作って頂いたのか、そこを教えてください。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

お答えいたします。直接的には、先生方に集まってということではございませんが、各学校から様々な対応事例を収集いたしまして、それを私ども事務局でまとめたものでございます。以上でございます。

【有村委員長】

どうでしょう、ほかには。資料について。私の方から1点、資料2で東日本大震災のいじめに対する防止に対する取組の通知が出てるようですが、これで具体的に東京の、都教委が所管するとかあるいは区市町村が所管する中で、非常に神奈川とか横浜のケースが、私ども情報として知ってるんですけども、そういうのがちょっと現れたところ、差し支えない範囲でちょっと東京ではどうなんだろうなっていう、マスコミ等の情報で危惧したものですから、もし差し支えない範囲で教えて頂ければと思っていますが、またあるいはこの通知を出した反応等をあればちょっと教えて頂ければと思っています。よろしくをお願いします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

東京都内におきましては、これは報道されている事案が区市町村立学校で1件、今のところ報告を受けています。これにつきましては、まだ事実関係が明らかになっておらず、第三者委員会を当該の区で設置し、そこで今いじめの事実関係については調査をしていると伺っております。その結果の報告を待っている状況でございます。その他の事案については現時点での報告はございません。以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。他にはどうでしょう、この冊子の件とかありますでしょうか。

【坂田（篤）委員】

このパブリックコメントの件数が8人10件ということなんですが、私としては非常に少ないかなという印象はあるんですけども、この背景を教えてください。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

教育庁のみならず東京都においては、様々なパブリックコメントを求めています。件数は様々ですが、若干少ないという状況はありますが、第1次のいじめ総合対策についてはかなり多くの御意見を頂きまして、それらを踏まえた第2次ということもあって若干少ないのかなというふうに思っています。今後もいろいろ御意見頂きながら次の改訂には生かしていきたいと考えております。

【事務局（冠木指導企画課長）】

補足いたします。件数はこの8名の方10件ということがございましたけれども、それぞれが非常に建設的な御意見を頂いて、私どももそれを吟味させて頂きまして、今回の上巻の方に反映をさせて頂きましたので、大変ありがたい意見を頂いたという感想を持っております。

【有村委員長】

ありがとうございます。私もこの件に関しては2次案ということで、1次のときから都教委の方で我々のこの会議の様子をネットにアップして頂いて、かなり情報提供は行っているようですね。私も最初の頃から関わらせて頂いたので、その件は学校の先生方、あるいは、場合によっては保護者もこういう情報も知っていて、それで見えていますよね。そういうのが1次の今、小寺主任からも報告がございましたけれども、パブリックコメントが寄せられて、その成果はまた2次案に反

映されていますので、そういった意味で、都民にといいますか、とりわけ学校関係者が安心して見ている状況があるのではないかなというふうに、私はプラスに見ているんですけども、ところが学校の先生方に、今度活用されなかったら、意味がないというところがありますので、是非その活用を願いたいところだというふうに思っております。そんなふうに、非常に都教委がいろんな形で情報提供をしてくれていますので、非常にいい状況が見えているのではないかと、それがパブリックコメントの少なさにあると、僕は見ているところですけど、どうでしょうか。他には皆さんいかがでしょうか。今、最初に部長もお話しくささいましたこれが全教員に配られているということでございますので、是非、学校の先生方、あるいは保護者にも見て頂けるとありがたいなというふうに思っています。ありがとうございます。

他になければ次に進めますけどよろしいでしょうか。では、今日は最初にも御紹介させて頂きましたけれども、校長先生方3名におみえ頂いて、実践的な討議をしたいというふうに思っております。本日はいじめの定義の正確な理解に基づく認知と組織対応、学校の組織対応の在り方について率直な御意見を伺いたいというふうに思っております。3人の校長先生方に御参加頂きたいと思っております。まず最初に、お一人15分程度で自己紹介を兼ねて御意見等頂きたいというふうに思っております。初めに、杉並区立和田小学校長、碓寛校長先生、よろしくお願ひいたします。

【碓校長】

皆さんこんばんは。杉並区立和田小学校長の碓寛と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。実は委員の中に坂田先生がいらっしゃって、私は杉並で坂田先生の下で仕事をしておったものですからちょっと緊張しております。

それでは、私の方からは資料5を基にお話をさせて頂きたいと思ひます。最初に、いじめの認知や組織対等の現状についてということで学校の取組についてお話をさせて頂きます。

①に本校のいじめの現状ということで示させて頂きました。

②の取組につきましては、年3回のいじめ調査アンケートを実施しております。これは都から下りてきた3回のものを行うわけなんですけれども、そのうち1回は家庭に調査用紙を持ち帰りまして、保護者と子供が話をし、そして提出をしてもらうというもので取っております。この後ろのほうの資料の3枚目になりますでしょうか。いじめについてのアンケートの願ひというものを、例年は2学期に取っているんですが、今回は3学期のほうで行ったんですけれども、いじめ調査アンケートの願ひということで保護者に向けたものを配布しまして、そして調査、集計を行ったところです。いじめの防止に対していじめ防止対策推進法、平成25年度に施行されたものを基に保護者にも取っています。その裏がいじめについてのアンケート調査の項目になっています。これは、基本的には杉並区の教育委員会が出しているものをベースに作ったものです。杉並区の方からは、学年とか名前とかというのは入っていないんですが、やはりこれが確認できないと対応ができないものですから、学年、組、名前を書いて、この紙は担任に直接渡すということで子供たちが安心して対応、話ができるように、また提出ができるようにということで行っているものです。この中のアンケート調査で行った案件につきましては、校内のいじめ対策委員会で検討します。

このいじめ対策委員会がどのように組織されているかというのは、資料の2ページ目から入っております杉並区立和田小学校いじめ防止基本方針。これは平成29年度となっておりますが、来年の教育計画に入れるものを持ってきました。その2ページ目の3番に、いじめ対策のための校内組織として(1)いじめ防止等の対策のための校内組織いじめ対策委員会を設置するというので、構成員は校長、副校長、生活指導主任、生活指導の中の部員から数名、そして養護教諭としております。その中に必要に応じて学年主任、それからこのいじめを発見した担任、それからスクールカウンセラー、PTA、それから学校運営協議会委員等を招集するというようになっております。普段は校長、副校長、生活指導主任、生活指導部員、養護教諭、そして関わった学年主任や担任等で行っております。スクールカウンセラーについては週1回カウンセラーが来るものですから、そのときにうまく合わせられればそこで行ってるんですが、ふだんは入っていないところです。

それから、取組の二つ目としまして、いじめ防止研修の実施ということで、先ほど年3回ということがありましたが、本校ではいじめ対策委員会委員である生活指導主任が第2回を担当して、そして具体的な指導、事例等を用いて研修を行っているところです。それから、区の方の杉並区教育委員会による校長研修会というのが今年度ありました。校長会の中の研修会でいじめ防止研修を受けて、それを校内に周知しました。このいじめ防止研修会で、特に資料として挙げたのが、括弧

の中に入っています、いじめ総合対策に示された取組の進捗状況の検証等々というところで、都のいじめ問題対策委員会の平成28年度7月28日付のものを挙げて特にここを具体的に話をしました。その資料というのは、資料の中の一番最後のページに挙げております。重大性の段階に応じたいじめの累計というところになります。これについては後ほど触れさせていただきます。それから、次の○印としまして、いじめと認知した内容については、週1回、生活指導夕会というのを行っております、その中で生活指導に関するものの報告をしております。その中にいじめに関するものが出た場合にはそちらの方で報告し、全教員が共通理解をしてその対応に当たる。担任だけではなくて、また学年だけではなくて、全校で取り組むという取組を具体的にやっております。それから、保護者等に関する通知につきましては、学校便り等において啓発をし、保護者にもこのいじめの取組を周知しているところです。これ、なかなか周知は難しいなと思っているところです。

続いて、(2)の成果に入ります。いじめに対する教職員の意識変革ということで、先ほど使わせて頂きました東京都教育委員会の「いじめ総合対策」の資料の30ページになります。重大性の段階に応じたいじめの類型というのを開いて頂きますと、この内容に本当に現場の教員はがく然としました。というのは、我々が今までいじめというふうに考えておりましたのは、この4番、故意で行った言動、社会通念上のいじめというものをいじめというふうに捉えて調査をしておりました。2学期になって、このいじめの類型を基に法令上のいじめというものをいじめと考えて全教員で共通理解を図って調査に取り組んでいきたいと思いますということを、私から研修の中で教員に示しました。これ実は非常に波紋がありました。これ本当にいじめなんですか、これをいじめにとったら大変ですよというのはありましたが、とにかくいじめと思われるもの、子供たちがいじめに対して話をしやすいそういう環境、こういうものもいじめと考えていいんだという、そういう意識を持たせるためにも、今回、この法令上のいじめというものをいじめと捉えて教員に意識付けるということを取り組んでみました。これは、非常に意味があったなというふうに思っております。

それから、いじめを学級経営上の最重要課題として認識して、もちろん未然防止、早期発見に取り組む教員、そういうものが増えてきた。毎年、校長の経営計画の中にはもちろんいじめについてのことを取り上げておりますけれども、それをより教員が学級経営上の最重要課題として認識させるという取組を行いました。ただ、次なんです、この例えば10年前でしたら、区教委からこんなにいじめの多い学校なのかということが多分質問されたと思うんですけども、そこで教員にもいじめの件数が多いことが即指導力がないのではないんだ、それをきちんと把握することが大切なんだということを話をしました。そして子供が言いやすい環境にある、だからこれだけの数が出てきたんだという捉え方をするように、そういうことで話をしまして、教員がそういう捉え方をするようになってきました。

○の二つ目、児童の変化としましては、この法令上のいじめについて周知することによりまして、担任等に相談しやすい雰囲気が出てきました。特に、低学年の件数が増えました。やはり低学年からそういう意識を付けさせることによって、高学年になると格段といじめというものが見えなくなってきます。それを低学年のときからこういうものもいじめとして捉えるんだ、こういうことの話をしてもいいんだという意識を付けさせることによって、その子供たちが高学年になるときは、もっと今よりも話しやすい環境になるのではないかと考えているところです。

3番目の課題についてです。先ほどいじめの類型において、謝罪等によりすぐに解決した行為であっても、心身の苦痛を感じさせた行為は全ていじめに該当するというふうに示される。この基準でアンケートをとると、非常に多くの件数になって、これに一人一人面接をしていくんですが、みんなの前、他の子供のいる前で面接はできませんから、別の部屋に呼んだりとかいうことをしながら、今回かなりの時間をかけました。これは当然のことなんですけども、やっていかなければいけないんですが、時間がかかった。時間が非常にとられるということも一つの課題かなというふうに思っています。また、ちょっとしたいざごで解決していたものもいじめという認識で捉えられてしまう。だから、いじめの基準というものがまだまだ教員の中でも曖昧かなということを感じているところです。それから三つ目なんです、発達障害のある子供の行為については、比較的今まで他の子供も寛容であったんですが、結構厳しい目で見られるようになってきました。もちろん、その学級にそのことをきちんと、子供たちに分からせられればいいんですけども、特に低学年にお

いては、なかなか理解が難しいということがありますので、非常に件数が増えてくることと、発達障害のある子供に対しての目が厳しくなったなということを感じているところです。それから一番最後が、保護者に対する意識調査におきまして、いじめに対する対応についての認知度がやはり低いです。本区では区が中心となって調査する特定課題調査という調査を行うんですが、その中にいじめや不登校などの課題が起きたとき、教員が協力して解決に向けて迅速に取り組んでいるという項目があるんですが、その「わからない」というのが28%ありました。やはり、保護者にどのように学校が、いじめが起こった場合に解決していくのかということがまだまだ伝わっていない。これをやはり保護者に伝えて保護者も一緒に考えていく、取り組んでいく、そういう具体的な分かりやすい方策を示していかなければいけないなということを感じているところです。

今回の調査も含めまして、やはりまず大切なのは管理職の意識変革かなというふうに思いました。そして、それを基に教員の意識を変えていくこと。そして、教員については、やはりいじめに気付く目を育てなければいけない。それから、やはりより多くの人から、先ほどの都の資料にもありましたけども、地域の皆さんやそういう方も含めて一緒に情報を得て解決していくというような方向を、これから取り組んでいかなければいけないなというふうに考えているところです。

以上です。ありがとうございました。

【有村委員長】

裕校長先生ありがとうございます。

では、続きまして常盤校長先生に御提案を頂きます。質問等は後ほど一括して協議をしたいと思っておりますので、続けて報告をお願いいたします。

【常盤校長】

こんばんは。立川市立立川第二中学校校長をしております、常盤隆と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料で資料6とした生活指導を基本とした姿勢。こちらの資料を基にしながら御説明を申し上げようと思っております。本校の基本的な生活指導のスタンスとしては、「生徒のそばに」ということを重点に置いています。基本としたい姿勢、これが基本であります。しかし、教師が生徒のそばにいて見守るということをやっているんですけども、なかなかその場でいじめの現場は見えてこないわけです。教師がいるところではいじめが起きにくい、起きないということもあろうと思います。

また、いじめの現場が教室や学校ばかりではなく、教師が生徒のそばにいて見守ることができないSNSという場がいじめの現場になってることも少なくありません。逆に言うと、いじめは悪いことだということを生徒たちも認識している現象だと思います。その認識が正しい行動にどのように結び付けて、生徒自身がいじめを未然に防ぐ力を付けていくか。そこに我々は重点を置いています。そのためには主体的に行動できる力、これ我々は自分で考え判断し、責任を持って行動する力と捉えています。その力を育てていく過程が基盤にあるというふうに捉えています。それから、本校ではいじめの端緒、発見としましては、いじめを受けた生徒の保護者からの訴えが最も多く挙がっています。

保護者からの訴えについて少し詳しく説明申し上げます。大きくは二つに分かれるところです。一つは、子供を心配しての相談ということ。もう一つは、学校の取組対応への苦情ということになるのでしょうか。ただ、苦情も子供を心配してのものでありますので、我々はどちらも真摯に受け止めるよう心がけております。そしてそれは対応も同じであります。生徒、保護者に理解、安心してもらえよう相手の立場に立って親身に対応、これは面接時の傾聴、具体策の提案実施などを行っていきますけれども、そうした親身になった対応を進めていくこと。また、保護者の理解ですね。思いを受け止める受容、それから性格傾向の把握などにも努めながら、適切な文言を慎重に選びながら、伝え方にも十分に配慮をしているところです。実際の対応は、実のところ1件1件異なっております。いじめられた、いじめたという関係が明確な場合は支援や指導も比較的行いやすいのですが、一方、対応に極めて慎重な対応が求められる場合があります。対応はまず事情の確認から始まっていきますが、それらは全ていじめ対策委員会を中心として組織的な対応を行っています。これについては後ほど詳しく述べさせて頂こうと思います。その中で大切にしていることがあります。それはいじめを解消していく過程で、いじめた生徒自身が今後そのような行為は絶対にしないんだという意識が持てるように支援や指導をしていくことが大切だと我々は捉えています。そのた

めに、まず事情を確認するときから次のような姿勢を大切にしています。それは、生徒が主体的に行動できるよう、生徒自身に気付かせ考えさせるような支援、指導であります。加害とみなされる生徒から事情を確認する場合には、何をしたのかという客観的事実の確認であります。次に、なぜそうしてしまったのかという心理的事実の確認、言い分も聞きます。そして加害とみなされる生徒の心理的側面を捉えた上で、今振り返ってあなたがどう思うのかという振り返りです。こちらを生徒自身に気付かせるようにして、これからどうするのかという今後の行動を生徒自身に考えさせる、そんな働きかけをしております。

さて、次に、組織的に対応する際に欠かせない機能であるんですけども、先ほど申し上げたようにいじめ対策委員会、本校でいうこの委員会を中心として、組織的に対応する際に大切なことがございます。それは実際に生徒や保護者に接する教職員が次の3点について十分に共通理解を図った上で対応するということでもあります。1点目は当該事案のいじめの実態。2点目は前述の姿勢を含めた支援、指導の方針であります。3点目が支援、指導の経過の中での生徒や保護者の心理的側面、また変化の様態について。以上のことを大事にしていくということです。このため、欠かせない機能として校長、副校長、生活指導主任などの対応の中心となる担当者が、教職員が十分に共通理解をした上で対応できているかを常に確認することであると考えています。校長、副校長、担当者は常に連絡を取り、必要があれば教職員の共通理解を一層深めることや状況の変化に伴って支援、指導の方針を再確認したり、場合によっては見通しを新たにしていって支援、指導の軌道修正を図ることが行われていきます。この機能は先手を打って働かせることが重要であると我々は認識しています。

さて、いじめの実例の事例の中で我々が苦慮する点も申し上げます。いじめられたと訴える生徒自身に、実は思春期特有の成長過程における心理的な葛藤というものがあります。また、家庭の状況で抱えている課題というものもあります。そのことに対して、保護者自身がそれに気付かず理解していないという場合もあります。それに加えて、相手側からの謝罪も強く要望してくるということもあります。さらに、加害とされる生徒の行動も善意によるものと解釈できる場合などもあるということです。この場合何が難しいかと言うと、いじめられたと訴える生徒の保護者には心配をおかけしていますということをお伝えした上で、またお詫びも申し上げます。学校がいじめと認知していることもそのまま伝えます。精一杯の対応をお約束もします。しかし、加害とされる生徒と保護者にはいじめという表現をしないように配慮しながら状況は伝え、理解を求め協力をお願いしていくことになっていきます。ここでもう一つ注意が必要になるのは、加害とされる生徒と保護者への伝え方。これが生徒のSNSなどを通じて、いじめられたと訴える生徒や保護者に伝わらないようにしていくことに配慮しています。逆に言えば、もしいじめられたと訴える生徒や保護者にそれが伝わったとしても、その方も双方への支援や指導の妨げにならないような伝え方に配慮することが必要になるからであります。これらの対応は、いじめられた側、加害とされる側、双方にとってより良い支援や指導となるようにつなげたいという強い思いからであります。このような事例の対応では組織的な対応だからこそ、でき得るものがあるというふうに我々は認識しています。しかし、このいじめ対策委員会を中心とした組織的な対応やその際に欠かせない機能が有効に働くためにも実は前提となる必要条件があります。それは、日常の報告、連絡、相談が常に円滑に行われているということ。組織的な対応は教職員一人一人の日常の心構えから始まるということです。担任や気付いた教員が、すぐにそれをいじめ対策委員会に報告ができるかということ。ここが問われているんだというふうに捉えております。資料6を開けて頂きまして、ページでいきますと3ページ目になります。共通理解を持った生活指導というところを御覧ください。こちらに図が載っておりますけれども、経営会議運営委員会というものが上にあります。実はこの経営会議というのは毎朝行われております。これは本校では、いじめ対策委員会も兼務しております。ですから、そこに必ず生徒の変化に関すること、保護者から届いた声なども毎朝確認をすることになってます。招集するメンバーとしては、主幹教諭3名、教務、生活、進路指導主任の3名プラス各学年主任がそこには参集します。それらのメンバーから各学年や分掌でつかんだ情報が必ずそこで確認され、直ちに対策に対する方針を定めながらきめ細かな対応を進めていくような配慮がなされているところではあります。ただ、そのいじめの認識については、先ほども御説明がありましたけれども、我々も慎重にならなければならないというところで、いじめの定義ということを確認をする場面をもっていることを御紹介申し上げます。

資料を続けていきますと、基本方針の次に「学び舎」という、これは私が書いている校長通信なんですけれども、この場では第3号の4月11日付けですけれども、「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」という表題で、いじめの定義の再確認を皆さんでしましょうということでもあります。これがいじめ防止対策推進法に位置付けられているいじめであるということで、これを正しく認識した上で皆さん対応をしていきましょうということを強く働き掛けを行ったところでもあります。それから資料につきましては、その次のページの28年度セーフティ教室実施要綱と、裏面には立川第二中学校区SNS学校ルールについてということ掲げさせて頂きました。このセーフティ教室は、今課題となっている、そのSNSルールについて、学級討議を行いながら、作っていったものを見直す場面で実施されたものです。ルールは作ることが目的ではありませんので、いかにそのことがみんなに浸透し、正しい運用がなされているかというところを生徒自身が見直しを図っていったことでもあります。その基になっているルールが裏面に掲げられているところでもあります。

私からは以上でございます。

【有村委員長】

常盤校長先生、ありがとうございます。続きまして、高校の服部校長先生、お願いいたします。

【服部校長】

皆様こんばんは。光丘高校の校長の服部と申します。本日はよろしく願いいたします。

資料7に基づきまして説明をさせて頂きます。先ほど小学校、中学校の校長先生からお話がありましたけれども、高校になるとますますいじめというのは見えにくくなっております。その中でも、見える形になって対応した、いろいろ対応したということで、そこら辺の事例も含めながらお話をさせて頂ければと思っております。いじめに関しましては、先ほど小・中の方でもいじめ防止基本方針、学校のものが出ておりますけれども、本校も出してございまして、それに基づいて順番立てております。まず、策定したときですけれども、対策委員会、一番最初に策定したところでは生徒指導連絡会をいじめ対策委員会として位置付けておりました。構成といたしましては、生活指導部担当2名と各学年の生活指導担当ということで5名で、プラス校長、副校長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーその他校長が認めるものということだったんですけれども、時間割の中で生徒指導連絡会をやっているんですが、なかなかここに全員が出ることができない。情報共有にもつながらないということがございましたので、これが平成26年の、たしか10月ぐらいに策定してあるはずなんですけど、27年の4月に私が着任しまして、私が着任した後、実働というか情報共有をするために、企画調整会議にその機能を持たせました。先ほどの中学校の経営会議が毎朝ということでしたけど、週1回ですけれども、ここでは結局メンバーとして養護教諭とスクールカウンセラーが入らないだけですので、養護教諭については養護教諭が所属している保健総務部の主任から伝える。スクールカウンセラーにつきましては、週1回来ておりますので、そこで副校長が情報提供という形で伝えるという形に変えました。平成27年の途中から。その後、今日まで、その企画調整会議の中の副校長のところから各学年から生徒の状況報告をさせる。いじめにつながるようなところはないか。あるいは気になる生徒はということで、そこで出させて、気になるものについては、その後、学年、あるいは分掌で情報を更に流してということでもかなり情報共有もできますし、機動力も出てきたというふうに考えています。ただ、養護教諭、スクールカウンセラーは直接話が聞けないというところが課題ではあります。ただ、必要があれば別途開催、重たい件が出てくれば別途開催ということでやりますけど、今度はそうすると別な教員が出られなくなるという、非常にジレンマを抱えている状況でございます。

その後、2番から具体的にはいじめ防止基本方針の順序になってますけれども、まずいじめに関する授業3回ということなんですけれども、これ高校になりますと先ほど人間と社会、1年生の科目で話が出てきましたけれども、道徳というものがなくて、なかなか教員がホームルームで話をする機会というのは難しい。なおかつ、教職員の温度差もありますので、始業式、終業式、そういう機会を捉えて、私の方で短いですが授業をする。校長から言うことで、一般の教員が言うよりは聞いてくれるかなというところがあります。あるいは、学年によってちょっと問題かなと思うところがあれば学年集会、いろいろな問題もあります。いじめだけではなく学年集会やったときに校長が学年集会に出向いて。そうすると全校集会よりは3分の1の人数で、これも伝わりやすいのかなということで未然防止のための取組をしております。

その次、早期発見と言うことで、年3回本校でも学期末にアンケートをとりまして、副校長が該当生徒から聞き取りをするということで把握をしております。あと②といたしまして、スクールカウンセラーによる全員面接を昼休み、放課後にやりまして、スクールカウンセラーがまとめた一覧表を、私の方でコピーして、全部全クラス持って何か問題行動を起こしたときに、どのようなことだったのかなというところで時々見ております。課題といたしましては、1クラス40名ですから、これを昼休みの実質30分、放課後1時間半、2時間の中で行わなければならない。つまり生徒1人にかける時間というのは3分程度ということが課題。やらないよりは相当情報量が入ってきますからいいと思うんですけども、そこがちょっと課題かな。本校はまだ言ってなかったですけど、1学年7クラス280名ですので、7週間にわたってやる状況になっております。あとは本校生徒指導もちょっと手がかかる時期がございましたので、個人面接を担当の方でやっております。学年当初、そして11月には面談週間という形で設けて、あとは必要に応じて担任がということで大体3回程度、そこで状況把握を行っているような状況です。成果といたしましては、話を聞きますので情報が挙がってくる。ただ、担任としては、放課後が部活動とか補習とか時間が確保できないという、ほかの部分への影響、限られた時間の中でミッション全部こなすことは、はっきり言って不可能ということですので、その時その時のバランスをとりながらやっております。

では、いじめが発見されたときどういうふうにするかなということ、これに関しましては高校の場合ですと特別指導が絡むことがあります。その場合、特に生徒指導部が主体となって動くのか、あるいはいじめ対策委員会が主体になって動くのかというところがございまして、これは一番最初は生徒指導部の方で聞き取りをやりましますけれども、案件によってはいじめ対策委員会を開いて引き継ぐというようなことも年に一、二度ございます。そして、先ほど中学校の校長先生からあったことと同じなんですけど、被害と加害への対応の仕方ということでここに書いてありますけど、まず被害の方は確実に生徒に寄り添う。しかも話をよく聞く。先ほども出ました傾聴ということで、担任にもとにかく時間をかけて聞けと。こっちからあれこれ言うんじゃないで、まず気持ちを吐露させろということでやっております。あとは、保護者から連絡が来ることは、高校ではまずありません。逆に保護者に伝えなければいけない。そうしたときに、担任あるいは学年主任で済むところもありますけど、案件によっては管理職、校長自ら出ていかなければいけないこともあります。そうしたときに、やはり校長の方も傾聴というか誠意ある対応、これが問題解決につながる一番のことと私は考えて対応をしております。加害の方についても、やはり話をよく聞く。だめじゃないかということではなくて、何でもかような事態に至ったのかということ。高校の場合には、去年も実は生徒指導に関して生活指導部方針ですか、都全体として特別指導とかあるいは懲戒とかというのがいろいろ出ましたけれども、基本特別指導でやっているというところで、法に基づくとところはできるだけ避けるということで多くの学校がやっております。そうしたときに、加害の保護者に連絡もするわけなんですけれども、うちの子だけが悪いんじゃないかということがよくあります。でも、ここで生徒部とかあるいは手を焼いている教員なんかは、どちらかというとその生徒に余り寄り添えないという言い方はおかしいですけども、その分管理職の方で保護者に寄り添う。特に将来、その加害の生徒の将来につながるよという視点で話をしています。こういうことによってどうなるかということで、丁寧に話をして、これ案件によっては時間がかかります。でも、生徒に寄り添ってれば、今まで、いずれは時間がかかりましたけど理解はして頂いたというふうに思っています。そして、いじめを伝えた生徒の安全確保というところですけど、周りから来るよりは大体高校の場合には当事者の方から来ますので、いじめを伝えた子に関しては今のところ特に安全確保まで至るようなことはございません。

では、四つ目のところとして、重大事態まで来たときどうするかということなんですけれども、基本は早期対応のための取組と同じです。成果といたしましてそこに書いてあるところで、早期対応の取組等同じなんですけれども、とにかく生徒、保護者、加害、被害含めて、両方からの信頼を得なければならない。ここが一番重たいところだと思います。それと、どこの学校でもそうですけど、被害、加害、自分の学校の生徒なんですよね。それをやはりwin winにもっていかなきゃいけない。両方の将来を考えなきゃいけないということで、管理職がもう最後の砦です、はっきり言って。そのためには、絶対に信頼を失っちゃいけない、管理職は。失った途端破綻してしまう。双方の利益にならないということを中心掛けながら対応しようというふうに思っております。

教員研修の方は、去年、今年、私は本校で2年になるんですけど、1回はスクールカウンセラー

を講師にして1時間から1時間半程度、職員会議のない水曜日のところで事例を基に話をしています。なかなか時間がとれないもので、職員会議の中であとは私の方で他校の事例、あるいは通知等を基にして任意研修というような形で実施しております。保護者全体との連携に関しましては、保護者会での呼び掛けとということで行ってますけど、先ほど言いましたようになかなか保護者の方からは挙がってこないというような状況になってます。地域との関連につきましては、本校は練馬区にあります、練馬区は青少年健全育成委員会というのがございまして、そこで本校がちょうど二つの地区の間に位置する学校なので、両方ともに顔を出して、顔つなぎをして地域での見守りも依頼しておりますし、あとは警察とも不定期ですけれども、連携を取りながらいろいろな、例えばセーフティ教室とか交通安全教室でも警察の方に来てもらっているんで、そこでどうですかということでもこれも不定期で意見交換をさせて頂いてる。あとは学校評価アンケートで生徒、保護者、地域からいじめに対する取組はどうかということでアンケートをとって改善に生かしてるというような状況です。

3ページ目にいきまして、その他の取組としては、高校になると、やはり生徒のことがだんだん見えなくなります。生徒も見えなくなります。特に部活動だと見えないところ、例えば更衣の時間とかあるいは部室にいるところはなかなか見えません。ですから、こちら辺は顧問の教員に行けと、時間が特にかかっているところは必ず行けというような指導をして未然防止にも努めますし、あとは部長会で担当から話をしてるような状況です。全体的な成果といたしまして、本校、生徒指導に力を入れている学校なんですけど、教員には背景を探れということを行っています。特に、成績不振、あるいは欠席のときに何でそれをするんだと。この場がいじめの会議ですけれども、現場はこれはいじめ、これは何とかとはもう線引きできないんですね、正直。そうすると、先ほど中学校の校長先生からも話がありましたように発達障害とかいろいろ絡んでまいります。ですから、その背景を探れということで、本当に怠けなのか、いじめなのか、あるいは虐待なのか、発達障害なのかというところで、総合的に判断していく。複合的に絡んでいるということがございますので、それが本校、私が着任していろいろ手を入れて、できているのではないかとというのが成果だというふうに思っています。

今度は逆に課題ですけれども、危機感を維持するのが非常に大変だということ。教職員の入れ替りということで、時々刺激を与えなければいけない。そこがやはり私含めて課題だと思っています。あとは、いじめというか、結局お互いの誹謗中傷がエスカレートするのがSNSです。これはもう本当にたちごっこです。書いてないんですけど、高校の段階になると、先ほど思春期の話も出ましたけれども、いじめられると認めたくない。あるいは、逆に言葉尻を捉えてこれはいじめだ、いじめだ、本人が悪いのにというところもあります。そこをやはり最初のところで話しましたけれども、いかに話を聞いてwin winの関係にもっていくか、生徒に納得させるかということが課題と捉えております。

雑ばくな話でしたけれども、私の方から以上報告させていただきます。

【有村委員長】

ありがとうございます。3人の校長先生、貴重な実践報告をありがとうございます。ほぼ、これから40分前後ですね、皆さんから貴重な御意見を頂きながら、我々委員会としてはこういう貴重な経験は余りそうございませんので、いいチャンスと捉えていろいろ協議をして頂ければと思っております。今後の審議につなげたいと思っております。まず、3人の校長先生に御質問とか御意見、あるいはいろんな課題等について協議頂けると思うんです。御自由にしたいと思っておりますので、どうぞ御意見、質問のある方からどうぞお願いいたします。

どうぞ、坂田篤委員お願いします。

【坂田（篤）委員】

どうもありがとうございます。非常に今、委員長がおっしゃられたように貴重な実践事例を我々共有させて頂けると、非常にありがたく思っています。

その中で、3人の校長先生に、これは是非お伺いしたいんですが、いじめの調査を行われていらっしゃるということですが、ここで以前、記名、無記名様々な議論があったと思います。私、個人的にやはり法令上のいじめ、これは裕校長先生がおっしゃいましたけれども、これが子供たちに認知されていけば、私は記名でも十分やっていけるのではないかな。また、安心できる環境があれば子供

たちが記名でもどんどん答えていこうというふう思うんですが、この記名、無記名についてどういう実態か、若しくはどうお考えなのか、例えば段階的に無記名から記名にもっていったとか、何かそういう事例があれば教えて頂ければと思ってます。

【有村委員長】

どうぞお願いいたします。碓校長先生から。

【碓校長】

本校の場合は記名でやっています。記名としないと其後の取組につながっていかない。無記名で挙がってきたものを取り上げてというの、なかなか難しいものですから、ですから調査は用紙で行いますので、その用紙を先ほど申しましたが直接担任に渡して、それで其後の対応をやっていくということで取り組んでるところです。其後の対応につきましては、これは全体の場合ではなくて、時間をとって別室で行っているということで、かなり時間をとるということで、先ほど申し上げたとおりです。

【坂田（篤）委員】

記名に対する抵抗感というのは。

【碓校長】

そうですね。もう始めたときから記名でいくというふうなことでやっておりますので、記名をすることによって次の対応ができるという、それやっけないといけないんだ、みんなをなくしていくんだっていうことをまず話をして取り組んでおりますので、特にこれに抵抗感があつたということはないです。

【有村委員長】

そうですね。具体的には碓校長先生のお話ありがとうございました。これについては、では、中学校のほう。

【常盤校長】

基本的には姿勢は全く同じでありますので、内容も同じです。

【有村委員長】

ほぼ小学校と同様と。では、高校の方で何か。

【服部校長】

本校も記名でやっております。いじめを結局解決するのが目的ですから、無記名にしたときに探りようがないというところがありますので記名でやって、あと本人が書くものもありますし、見たというふうなことで書く子もいます。それは別室で副校長が時間をかけて丁寧に聞き取りをしてということでやっています。ただ、さっきの学校評価アンケート年1回とるところで、いろいろなアンケートは無記名がいいと書く子がいるのも事実です。ただ、そうしたときに無記名でやったときに解決へ至るまでの道のりが開けるのかというところがありますので、記名式ですとやっております。

【有村委員長】

ありがとうございます。そうですね。非常に貴重な御質問頂いたわけですがけれども、ほかの委員の皆さんどうでしょうか。今、この無記名。この冊子の中で我々が去年の今まで検討した内容42ページにこの無記名に関することが記されてるわけですがけれども、非常にある意味で賛否両論あるところもありますし、記名にしても無記名にしても課題があるなというふうに変更するところですがけれども、委員の皆さんいかがでしょうか。

【藤平委員長職務代理者】

すみません、今の参考までなんですけれども、やはり記名式か無記名式かというのは学校の中で何のためにやるのかという意図がはっきりしていればいいと思うんですね。例えば、今言った其後の指導につなげるということであれば、誰が関わっていたのかというのをいち早く知りたいということから、ですから記名式なんです。でも、中にはいろいろこういう無記名式でやるという未然防止的なことを目的にやっているというのがあるんですね。例えば無記名式でやると誰がという犯人は分からない。犯人とか誰が関わっているかと。でも、学校全体としてアンケートをとったら、うちの学校は2割の子がやはりいじめに困ってると。それに対してどここのクラスの誰かというよりも、学校全体としてそういう子をなくしようということで先生方の歩調を合わせるという意味で、つまり日頃からいじめを起りにくい誰もが安心して過ごせるような学校をみんなで作りましょうよという意図でまず作ってるといふ、それは未然防止的なことですよ。

そういうようなところをやっとうまくいってるという例も確かにありますので、それは学校によってやはり意図が。ですからその先生方でその意図が分からないで、ただ単に記名式でやっていたり、無記名式でやっていたりとなると、またうまくいかないという事例ももちろんあるということを御紹介したいと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、藤平委員からその御指摘がございましたけれども。ちょっと横井委員、お願いいたします。

【横井委員】

和田小学校の場合は低学年から意識付けるということですので、低学年から記名することの意味と言いますか、記名した結果がどうなるのかという見通しですとか、そういうことをやはり教育していられることによって、それが当たり前になると言いますか、意識が変わってくるんじゃないかと思えます。それから、記名したことへの結果として先生は応答して下さるという、小さな書き込みに対して必ず応答がある、助けを求めれば必ず大人が関わって下さるというようなことの定着がすごく有効なのではないかなというふうに思いました。

【有村委員長】

ありがとうございました。とりわけ福祉の専門家の立場で今のお話があって非常にありがたかったです。ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。私もこの42ページ、2回皆さん御覧になって頂いたと、そのときの議論したときにあったんですけど、今、藤平委員も御指摘があったように、やはり全般的にうちの学校でどうなんだろうという客観的なデータとか、そういうのを知る意味では無記名の方が割と出てくるかもしれない。あるいは、今御指摘のように、校長先生方もおっしゃるように指導とか、あるいは後の手当てをしたいという、やはり記名でないと追えないところがあるだろうということで、ですからこのところに一律に論じることはできないと。それぞれがやはり長所、短所があるんだという指摘をしてるわけですけども、実際にやってみると学校の難しさがあるなというふうにもちょっと思ったところがありますけどどうでしょうか。ほかの委員の皆さん何か御意見。はい、坂田委員お願いします。

【坂田（仰）委員】

私も皆さんの御意見と同じで記名にすることと無記名にすることそれぞれにメリット、デメリットあると思うんですね。この「いじめ総合対策【第2次】」となるところにも議論したんだと思うんですけど、記名することによって潜在化というか、潜ってしまう部分というのは絶対にこれはあると思うんです。皆が強い子じゃないですから。ですので、このときも多分議論して書き込んであったと思うんですけど、記名にするのであれば、その潜っている部分が必ずあるんだという認識は、やはり先生方が持たないといけないんだと思うんですね。もう一つは、勇気をもって書いた子に対して先ほど横井委員もおっしゃっていましたが、応答を必ずするということなんです。そのときちょっと気になったのは、皆さんの御発言の中で、加害者に対する配慮ということが協調されているのが、果たして書いた子供からしたらどういうふうを受け取られるかという視点は、これやはり持っておかなきゃいけないだろうと思うんですね。そのときに、加害者に対する配慮イコールいじめではないという認定ではないんだと思うんですけど、余りにも配慮が過ぎてるとこのを見てしまったとしたら、もう子供たちは2回目以降は記名では絶対書かないと思うんですね。だからそこら辺のところというのをどう考えていくかというのを、それこそ先生、管理職の先生は皆さんお分かりだと思うんですけど、先ほど出ていた先生方の温度差の部分というのは、絶対にこれ意思統一、歩調を合わせておかないと記名式の場合ちょっと厳しくなるんじゃないかなというふうに思っています。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に坂田委員、御存じのように教育法が専門のお立場でございます。そういうお立場の御意見もあるように受け取ったわけですけども、どうでしょうか。今、そうですね。心理のお立場からは是非鈴木委員にお聞きしたいんですが、どうぞ。

【鈴木委員】

学校におりますとほとんどは記名式でなさっているんですけども、いじめって直接書かないかもしれないんですけど、周りで見てる子たちが必ずいじめがあったり、こういうのを見たというようなことを信頼関係のある学校は出してくれます。なので、本人からではなくてその周りから情報

を集めて、先生方が対応なさっていくというのは、何件も何件も実際見てきました。アンケートに対する姿勢が真摯であったり、回数も年に6回やっような学校もございまして、そういうところはもうあのアンケートが来れば書けるんだという、書いたら先生たちがやってくれるんだという認識がある場合は出てきますけれども、逆にそういう関係性がない場合は廊下でいろいろと漏れ聞こえてくることはございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。なるほど、はい。ほかにはどうでしょう。林委員どうぞお願いします。

【林委員】

記名式と無記名式でどちらかに偏るのではなくて、例えば1学期は無記名式で全体状況把握して、2学期は記名式で1学期とどのぐらい回答が違ってくるだろうかとということを確認して、3学期はどちらがいいだろうかとということ、その学校の校長先生をはじめ、学校判断で決めていけるようなパッケージと言いますか、セットとしてのアンケートを区レベル、あるいは都レベルで作ってモデルケースを示していけたらよいのかなと思いました。そうしますと1学期（無記名式）と3学期（無記名式選択）、あるいは2学期（記名式）と3学期（記名式選択）の比較ができるので、記名、無記名のバランスよい使い方ができると思います。

【有村委員長】

そういう両方のバランスのとれたアンケートの在り方というのを、これから更に検討してくる、あるだろうということ。もしよろしかったらこの件はせつかく御専門の方がいらっしゃいますので、あとは笠原委員、相川委員、橋本委員に是非御意見を頂きたいというふうに思ってるんですけど、大変私から言って恐縮なんですけど、笠原委員いかがですか。

【笠原委員】

私も鈴木先生がおっしゃってくださったとおりで思っておりまして、3名の先生が全員記名でやってらっしゃるといのは、先生と生徒さんの信頼関係がある学校は絶対記名でやるだろうなと思いますし、やはり先生がその子供を信じているかどうかということだと思えますね。子供側が先生を信じているかどうかはそれはいろいろあるかもしれませんが、先生が生徒や児童を信じられるかというスタンスをこれはもう明瞭に示しているの、名前を書かせちゃうわけですから、その後秘密は絶対守るよということを先生方が宣言されてるわけなので、私は記名に賛成です。できれば記名がいいと思います。ただ、それができない学校があるということは配慮しなきゃいけないし、それに耐えられない、例えば、状況によって、例えばあるいじめがもう明瞭にあったと。そのいじめに対しての調査を行うなどというときにはむしろ無記名じゃないと出せないというデータが出て、取り方をする必要があると思えますね。そういうような場合の無記名はむしろ意味があるだろうと思うんですが、こういったアンケートの取り方は確実に先生と生徒さんの信頼関係に基づくので、それから本当に意味としてはどの生徒さんがどう書くかというのは先生方当然それを受け取る側は今アセスメントをしながら受け取ってらっしゃると思うので、例えばちょっといいかげんなことを書いちゃう子がいたりとか、よくよく考えて本当は言いたくないけど意を決して書いたという子がいたりとか、多分先生方それをお分かりになるんじゃないかな、担任の先生は。逆にそのぐらいの信頼関係の中でやるべきことだという意味で私は記名がいいと判断します。

【有村委員長】

信頼関係の中でということですね。大変恐縮です。じゃあ、相川委員、何かございましたらどうぞ。

【相川委員】

委員の、ほかの委員の先生方に、もう全て言い尽くされてる感じが、私の方から特に付け加えるということはないんですけど、本当に記名であれば、答えたお子さんの、何ていうんですかね、やはり答えたことに関して十分な配慮をしなければいけないということを本当に皆さんおっしゃるとおりだと思ってるので、そこところが大切だろうというふうに私も思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。では申し訳ございません。橋本委員、何かございましたら。

【橋本委員】

記名、無記名につきましては、やはり一律に論じることはできないのかな、なかなか難しいところだろうなというふうには思いますが、最近のいじめの傾向といたしましては、インターネットを

利用した誹謗中傷^{ひぼう}であるとか、ちょっとそういう見えづらい部分のいじめというのかなり多くなっており、そういったようなものが果たして露見してくるとというのが非常に難しいというか、こういうアンケートで果たしてそれが全て把握できるのか、どうなのかなというところはちょっと懸念があるかと思えますけれど。

【有村委員長】

そうですね。やはりどちらにしてもやはり面接だとか、いろんな状況と合わせてやはり総合的に見ていく。基本、やはり我々委員では今御指摘あったように信頼関係って非常に重要なキーなんだろうというふうに思って今委員の皆さんの意見を伺った。これについて都教委で何かコメントございますか。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

貴重な御意見ありがとうございます。私どもも幾つか例示の形でこの上巻の方に示しました。例えば91ページからは、これは国研の資料を参考にさせて頂いて、どちらかというといじめに特化しない学校生活や友人関係に関するアンケートです。これは基本的に記名をイメージしていますが、記名をしないということは私どもとしては明記をしていません。一つの例として示しています。一方、95ページなんですけど、これはいじめとそれから自殺防止の視点も幾つか入っているんですけど、この例では学年、組、これは当然クラスごとに行うという前提ですので、組までは分かる。かつ性別までは書く。一番下に相談したいことがある場合は出席番号を書いてもいいよと。要するにどちらでもいいという、よりハードルを下げ自分で書きたいことは書けるような環境づくりをしました。自分のことについてで、ある・なしで○を付ければ済むようになってますので、基本的に時間差がないと。一生懸命書いた子がいると、あの子は書いてるなということで、逆に目立ってしまうことのないように、3の自由記述のところは、気になることや心配なことを3行以上書いてください。書くことがない人は将来の夢を書いてください。つまり、記載する時間差を生まない。当然これを行う前提としては机を離すと、教員の指導で真剣にやるんだよということを事前に指導した上で書かせるような、これも一つの例として示しています。

都教委ではいじめの認知件数を把握したときに、ある地区の子供のアンケート全部取り寄せまして、2年経年で全ての子の記載を確認させて頂いたことがあります。明らかな傾向があったのは、文字を丁寧に書いている学級や学年があつて、そういった学年はしっかりといじめのことも書いてるんですけど、雑な学級はどの子も大体雑なんです。何も書いていない。つまり、学級や学年で指導がそのままアンケートに如実に出ていて、いわゆるマンネリ化ですね。毎回やって、「はいやれ」、「はい後ろから集めろ」みたいな状況ですとほとんど書かなくなるが、一生懸命魂を込めて学校の方でそれを伝えていると丁寧に書いてるかなという傾向が、ある意味で歴然と分かったということがございまして、そういったことも私ども学校に助言してるところです。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございました。非常に今このデータを資料を基にして説明してくれましたけれども、もし、3人の校長先生方、今の我々の話や都教委のコメントについて何かお話がございましたらどうぞ。

【碓校長】

今本当にお話を伺ったとおりで、何を目的にするかというところだと思うんですね。やはり、我々がいじめのアンケートをとるとするのは早期発見、早期解決の道につなげるということをやっておりますので、その観点から、もちろん担任と子供たちの信頼関係が一番基になりますけれども、やはりどれだけ早く対応していくかという、また大きいいじめにならないうちに対応できるかということも考えまして、記名でやっております。

【常盤校長】

私も同じでありまして、意図をもって行うという言葉があつたとおりで、何のためにやるのかというところが認識されてないと、正しい実態が浮かび上がってこないというふうに私も捉えています。いじめを隠蔽するのではなく明らかにして何でも悩んでることを書いてもらって、解決したいんだというメッセージが生徒たちに届いていないと、それはもう書かないでしょうしということ。ただ、我々もやってる中で、周囲の子供からも挙がってくるのではないかとありましたが、私どもの学校でも実は周囲からも挙がってきてます。本人が書かなくても周囲から挙がるという場合

も確かにありましたので。そうしたところの関係作り、やはり持ってないと解決にはつなげていけないなと思っております。以上です。

【有村委員長】

服部校長先生は何か。

【服部校長】

大体同じなんですけど、例えばアンケートである・なしの二択なんですけれども、自由記述もあるんですけれども、子供によっては真ん中に付ける子もいるんですよ。そういう子にやはり副校長が聞くんですね。どういう意図で真ん中につけたの。要するに、子供がはっきり意思表示する場合と、「うーん」というところで、これもやはり我々学校のスタンスでは子供たちに問われているのかな。それで話を聞くことによって、じゃこうだね、ああだねということでもた返してということで、副校長とその生徒の人間関係がそれでできてくる。そうすると、さっき言った信頼関係でいい方向に向かっていくんじゃないかなというふうに思っております。

【有村委員長】

ありがとうございます。坂田篤委員からこのアンケートのこの質問があつてちょっと皆さんに意見をお伺いしましたけれども、やはりこのことがいじめの認知の在り方とか対応に非常に関連する中身じゃないかというふうに思つてまして、やはりアンケートの問題ってどういうふうにするのか、それをどういうふうに対応するのかというのも非常に大事な視点だろうというふうに思っております。また、都教委からコメントがありましたように、真面目にやってる学級とか、きちっと丁寧に行つてるとか、あるいは子供たちのその文字に表れてくる。また非常に興味深いなというふうに思つて伺つたところなんですけれども、今話伺つて問題提起された坂田篤委員、何かありましたらどうぞお願いいたします。

【坂田（篤）委員】

ありがとうございます。本市では記名、無記名というところでちょっといろいろ議論をして、先ほど林委員がおっしゃられたように構造化をして、目的に応じた形で1回目は無記名でやって、2回目、3回目は記名方式というような形で取り組ませて頂いています。そのような中で、私本当に信頼関係に基づく記名アンケートで事案が全部出て、洗い出されてくれれば良いと思うんですけども、先ほど橋本委員がおっしゃられたように、アンケートというのは決して完璧ではなくて、全くそれは実態を全てをあらわしているものではないというところを、やはり我々は強く認識をしなければならぬと思つてるんです。そこを教員の勘とかこつとかというようなもので今まで見極めようとしていましたけれども、私、そろそろもう少し客観的な、客観的な形で子供たちの実態を把握できるような調査というものが並行して行われる必要があるんじゃないかと思つてます。アンケートだけではなくて。例えば、学級満足度調査なんていうようなものが今様々な自治体で行われていますけれども、ああいう学術的な観点に基づいて開発されたようなものを並行して行うことによって、このアンケートがより一層、それでも私は実態を全てを表したとは思わないんですけれども、より一層、ないよりは絶対にあつた方が私は非常に客観性に近付いてくるんじゃないかなというふうに考えてます。何かプラスアルファの補完するものもやはり考えていかなければならぬかなというふうなのが私の意見です。

【有村委員長】

ありがとうございます。先ほども、都教委からも御紹介ありましたが、この冊子の90ページから、そのやはり生活全体に調査をしながら、あるいは我々教員自身もチェックシートか何かをきちんと状況、どういうことがいじめの状況なのかって、やはり客観的にやはり理論的にはしてみないと、生徒が書いたアンケートが生きないという状況あるだろうというふうに思つてまして、91ページにあるような意識調査、それから先ほど御紹介頂いた95ページの調査、また記名式のアンケート。そういうところからやはり学校で判断して、先生方との信頼関係を深めるという方法が一つの考えられる方法かなというふうに思つて今伺つたところでした。ちょっと私がしゃべつてしまつて申し訳なかったんですけども、今の件を含めて、ほかの件でもあつたら御質問、御意見頂ければありがたいと思います。どうぞ、相川委員お願いします。

【相川委員】

貴重なお話本当にありがとうございます。私がちょっとお伺いしたいこと幾つかあるんですが、一つだけとりあえずお聞きしようと思うのは、裕先生のお話の中で、1ページ目の下の方ですけど

も、発達障害がある児童の行為について今までは比較的寛容だったけれども厳しい目で見えるようになったところを課題として挙げられておられますけれども、そこらへん、その課題に関してもう少しちょっと具体的な実情とそれに対して、どんなふうにこれから取り組もうとされているのかという辺りをお聞かせ頂ければいいかなというふうに思いました。同じような問題が中学校とか高校でもあるのかなのかといった辺りをそれぞれまたお聞かせ頂ければありがたいというふうに思いました。

【有村委員長】

ありがとうございます。これはできれば3人の校長先生にお伺いしたいと思っていますので、発達障害の件について。じゃあ、裕校長先生からどうぞ。

【裕校長】

本校ではやはりこの基準、法令上の基準で取ったのが11月が初めてなんです。ですから、子供たちもちょっと今までと違うという感覚があると思います。ですから、発達障害のある子供もない子供も、一緒になって何でも取り組めるような学級作りをやっているのが一番いいんですけども、なかなかそうはいかない。今までですと、担任側が挙がってきたものを一度これはねと、これはそうじゃないんじゃないのというような聞き返し方をして、子供も、「あ、そうか。これはそうじゃないんだ」というような捉え方をしていたんですね。それが今回の基準でやった場合には自分が嫌だと思った。そういうものが全ていじめであるということでやったので、ここについてはどういふふうにこれからやっていけばいいのかなというふうに、今、具体的なものもというわけではないです。それでやはり子供たちの、どのような子供たちも学級の中で同じようにやっていけるといふ、これは本当に学級担任の力量というところもあるんですけども、やはりそういうことができるクラスは何かあっておかしいですけども、受け入れられているというので、その側面、調査だけの側面じゃなく、やはりその学級経営というところはかなり関わってくるのかなと思って、難しいところなんですけども、今後やはりここはよりいじめを見抜く精度を高めていくためにも考えていかなきゃいけないなと思ってるところです。すみません、答えになっていませんけれども現状です。

【有村委員長】

では、常盤校長先生は。

【常盤校長】

私、中学校という事例の中で先ほども申し上げたときにも、心理的にも思春期のやはり葛藤するときにあります。実は先ほどのアンケート調査にも私は表れてると思っているのが、中3になると本当に関係ができてくるので安定してくるんですね。ところが先ほど申し上げたように、中学校1年生が圧倒的に数は多いです。その中に、やはり特別に支援を要する生徒さんのことも含まれてきます。お互いこのことへの理解がなかなかできないというところのスタートがあって、それを理解していくようにする指導を我々がするのが先ほどの生活指導の本校のスタイルなんです。まず、やはりお互いを理解し合おうということをベースにしていく。でもこれには相当な時間がやはりかかってしまう。ただ、行動面でまずいときには、もう毅然としたそこはもう立ちほだかるんですけども、お互い何で理解し合えないのかというところに寄り添っていくところが難しいというのは確かにあります。それを3年生になるまでの間に、何とかお互いが理解できるような関係をつくっていくところを重視して、それから具体的な手立てとしては、本校ではここでは先ほど言わなかったんですけど、校内委員会というもの。週1回必ず位置付けて、本当に時間が足りなくらいです。事例を全部挙げて、ただ情報交換してるだけでは意味がありませんので、見立てをして、方針を立ててどういふアプローチをしていくのがいいのかというところを効果が上がったものをみんなで共有しながら、一人一人からも違いがありますので、丁寧に寄り添っていかないといけないという姿勢で取り組んでるところであります。

【有村委員長】

服部校長先生は。

【服部校長】

ここはさっき問題行動を起こす特別指導というふうに言いましたけれども、今まで高校の文化と

というのが、比較的、問題行動を起こしたらすぐ特別指導という形でいってました。何でということの背景を探る部分というのは今まで少なかったんじゃないかと思うんですね。本校、実は特別支援学校との交流の教員を受け入れて4年になるんですけども、その特別支援学校の教員から見ると、発達障害があるんじゃないかな、それで問題行動を起こすんじゃないかなっていう見方をできるようになってきました、最近。ただ、保護者の方も発達障害の検査は受け入れません、ほとんどの保護者が。それを今までは単に問題行動を起こす子だということで、要するに安全・安心につながらない行動をするというふうに見てたのが、その背景を探らなきゃいけない。発達障害だから別に許されるということじゃなくて、だめなものはだめ。でも、どうやったらそれを理解させられるのかという、そこまで今ちょっと踏み込めるようになってきたかなというところなんです。ですから、逆に言うと、当然その生徒間のトラブルのときに加害にも被害にも発達障害が疑われる子がいます。そこで一番は親御さんが認めたくない、両方ともそうなんですけれども、そこが一番大きなハードルなんですけれども、そこに応じた指導。さっき加害者にも寄り添うということだったんですけど、当然被害者が納得できるような形での指導をします。それを理解するために、だめなんだではなくて、こうだからだめなんだ。本人を伸ばすためにはこうした方がいいということで、指導を本人にも保護者にも納得させるように寄り添う。そういうところに気を遣えるようになってきているのかな、気を遣わなきゃいけないのかなというふうな取組をしております。

【有村委員長】

発達障害のお子さんの対応についてのことを中心に議論がありますが、ほかに何か御質問。これについてはかなり今までもこの委員会でも議論がございました。例えば発達障害のあるお子さんで、自身は相手に対して嫌な思いをするつもりじゃなかったんだけど行為としてそういう状況は見えてくるという状況はあって、それ逆にその子が非常につらい状況にあるっていう、そこら辺りをどうするかという、これは第1期のこの委員会の委員であった精神科の専門市川先生は特におっしゃって、そういうこの辺の配慮というのも行える、配慮のあるやはりいじめ対策を考えないといけないんじゃないかっていう指摘、我々頂いたところです。それについて、例えば、私の理解がちょっと間違っているかもしれませんが、9ページにこの上巻のほうですけどその下のところに、都教委で今我々の委員会のほうでこうやって6ポイントまとめたわけですけども、それを進めるに当たって、特にその下の四角に書いてある二つ目や三つ目の辺りなんですけれども、その重大性とか緊急性、加害の生徒の行為性とか継続性、そういう言葉にしてありますけど、やはりそういう発達障害の子供たちの持つ特性とか特異性とかそういうことを踏まえた対応しませんと非常に難しい状況は出てくるんじゃないかという話はあったことを付け加えさせて頂きたいというふうに今私の立場でもちょっと思います。委員の皆様、メンバーが変わっているということもあるので、もしよろしければ都教委の方で、何かこの点について補足説明して頂ければありがたいのですがどうですか。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。非常に難しい問題だと私も捉えていまして、上巻で言いますと、先ほど裕校長先生も資料で使った34ページに、例えば、全く悪意のない、いわゆる重大性ゼロ、親切のつもりが相手を傷付けてしまったと。発言が苦手な子供に「〇〇さんも意見を言いなよ」と強く促して、例えば涙ぐんでしまったり、それで学校へ行きたくなくなってしまう。これもいわゆる法令上はいじめになる。それを具体的にどう解決するかというのが今度は下巻の96ページに工夫して示しております。下巻の96ページです。ちょうどこの強く発言を促した事案の解決方法のヒントを示しました。実は、いじめという言葉を使わないで相手の子供に指導していくっていう事例です。これ最初場面ごとに矢印でいくんですが、最初は遊びを決めているところで、Aさんも黙っていないで何か言いなよって言うてうつぶいて涙ぐんでしまうと。たまたま小学校2年の事例ですけど、高等学校等でもこういう場面があったときには活用できるかなと思っています。その後、今度はAさんのお母さんから電話がきちゃったと。全然学校へ行きたくないと言っています。いじめではないのでしょかって強く言われて、いじめ、いじめではないっていうのは担任はその場で発言をしないで、まずは傷付いて帰ったことに気付かなかったことを謝罪して、すぐに対策委員会で対応を検討しますと。結果は今日中に連絡しますと言って電話を切る。委員会では協議をすると。B君は故意で言ったろうから、言ったとは思いますがつらいと感じるからいじめではないかと。担任は、いや、でもこれをいじめって言うとトラブルになってしまう。要するにB君の保護者には納得して

もらえないよという話なんです、生活指導主任が、Aさんが傷付いてることは確かだから、いじめと教員としては認知しようと。でも、B君にはいじめって言う言葉を使わないで話しましょうと。その後、担任がAさんのお母さんに改めて電話をしてしっかりいじめとして対応しますと。B君にはAさんの気持ちをちゃんと伝えて今後の言動に気を付けるように話していきますから安心してくださいと。一方、B君のお母さんからはやはり最初はこちらの子がいじめの加害者ということですからって言うふうに来たと。はっきり、そうではありません。B君は優しいのでAさんにも意見を言わしてほしいと思声掛けたのだと思います。ただ、AさんはB君の言葉に傷付いてしまったようです。私からAさんにB君の優しさを伝えます。そういう形で伝えておいて、それぞれの子供にはつらい思いをしたのに気付いてあげなくてごめんねっていうのと同時に、B君には、B君はみんなに優しく声を掛けてるんだね。そんなB君が大好きだよ。でもAさんのことでちょっと一緒に考えたいんだよっていう形で対応する。要は、いじめの認知というのは加害と被害を明確にすることだけではない。要するに、子供たち同士がより良い学校生活を送れるようなどんな支援をすれば良いのかということなので、どうしてもこれまではいじめは絶対に許されない。だから加害の子供はかなり厳しく指導しなきゃいけないって捉えていたことが逆にいじめの認知件数が増えなかった一つの背景だというふうを考えてるので、例えばこういう形で対応する。つまり、大人側の認識、教員側の認識と子供への指導をしっかり分けていくことも一つの在り方かなと東京都教育委員会としては考えています。

【有村委員長】

具体的な事例を基にして今対応の仕方をちょっとお話頂きました。ありがとうございます。どうぞ、委員の皆さん何かございましたら。坂田委員、お願いします。

【坂田（仰）委員】

先ほど3人の校長先生のお話なんかにもできたんですけども、一方でこの4月から障害者差別解消法が施行されました。それに対する要求っていう形で、うちの子供の個性をどう受け止めてくれるんですかっていう問い掛けが、逆に今度は障害のあるお母さん、お父さん、保護者の方から出てきているっていう状況。それと、こちら側ではいじめられたって訴えてる保護者の方がいらっしゃる。そういう状況の中のぶつかり合いだと思うのですね。そのときに今示して頂いたように、何でしょう、善意の気持ちでやった。主観ですから、受け止める方がどう捉えるかによって変わるほうについては関係性っていうのを構築していけばどんどんどんどんいじめだって訴えは減っていくと思うのです。アンケートも。これはおっしゃっていたとおりだと思います。その一方で、今までの中で一番問題になっているところっていうのはもっと厳しい、肉体的、精神的に本当に傷付けてしまうような行為も一部個性ですからっていう主張がなされているところ、その共有の部分っていうのが非常に今厳しくなってきた状況っていうのを、私なんかは特に裁判例とかの研究してるとそういう事案が多いんですね。そこについては、先ほど高等学校の校長先生がおっしゃっていたように、やはりだめなものだめっていう指導をしていかざるを得ない部分があるので、その主観主義っていうものがもたらしているいじめの部分については、この下巻とかに出てる状況でいいと思うんですけど、そうじゃない部分まで含めて、全てをそういう対応していくっていうことの線引きっていうのが、これ現場で一番求められてる厳しいところではないかなというふうに今私は見てるんですけど。

【有村委員長】

今、坂田委員が、その場合に例えば現場の校長先生のお立場、先生の立場だと、では、どうすればいいですかってなりたくなるんですけど、そこらへん、何か知見がございますか。

【坂田（仰）委員】

その部分についてはもう先ほど出ていましたけれども、こちらの資料の中に、今、小寺さんお話をされた資料の中に、法律上いじめ防止対策推進法上のいじめと、それから我々が社会一般で認知しているいじめと、それから法的にはもう完全に刑事罰の対象になるようないじめっていう3分割あると思うんですね。そこを峻別して、段階的に切り分けていくしか多分ないのだろうと思います。私が一番今まで裁判例とか見ているところは、その全てを学校が抱え込んでやってきた部分っていうのを、もうこれは学警連携の部分もありますけれども、申し訳ないんですけども警察の方に投げ掛ける部分っていうのをもっともっと出してかなきゃいけない状況っていうのが出てき

てるんじゃないかなと思うんですね。その調整まで学校が全てやるっていうことになるのと厳しい部分についてはね、それはどちらからの理解も得られないっていう状況が出てきているように思います。

【有村委員長】

そこら辺りは法律にも書かれている部分もあるので、ただ学校もある意味では躊躇^{ちゅうちゅう}しないっていうか、そういうのも必要なのだろうっていうふうに今ちょっと伺ったところでしたけれども、そのあたり何か法律や警察も御専門の立場で何かごさいませんか、今の話で。橋本委員、お願いします。

【橋本委員】

やはりいじめですね。これはいじめ防止基本方針に基づきまして、いじめ等にかかる少年相談、またそういったいじめの事案っていうようなものを認知した場合には、やはり相談者であるとか、また学校の方であるとか、そういうところ、例えば認知した警察から学校に連絡するとかなんです。的確な対応に努めるとともに、学校から援助を求められた場合は事案の重大性や緊急性、被害少年及びその保護者の意向であるとか学校などの対応状況なども踏まえまして、いじめの再発防止に向けた的確な対応っていうのを警察の方も行ってまいりたいというふうに思っております。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に分かりやすいお話し頂きました。ほかに、どうでしょう、今の件に関わってもいいですけど、ほかの視点でもいいと思うんですけど、どうでしょうか、皆さん。じゃ、どうぞ林委員お願いします。

【林委員】

いじめの定義の正確な理解が基盤にあって組織対応ということになりますけれども、私たちがここで話してるようないじめの定義を、このメンバーは正確に理解してると思うんですけど、私たちは。同じように現場の先生や児童・生徒や保護者の皆様の理解度がどのぐらいであるかということ、どうやって見取れるんだろうかということが大きな関心事です。例えば、観察によって見取るとか、記述によって見取るとか、選択肢のようなものとか、あるいはインタビューとかその他幾つかあるかと思います。このところ大学ですと研究倫理のウェブテストが導入されまして、伝えるだけでは十分に理解しているとは管理する側が見てくれないんだと思うような時代です。校長先生のお立場から見て、いじめの定義について、どんな見取りの手法がありますか。校長先生が先生方のいじめの定義の理解度を見取るのは、観察を中心としつつあるかと思うのですが、先生それぞれの理解度をどう見取っていったらいいだろうか、あるいはどう見取っているだろうかということをお教えいただければと思います。

【有村委員長】

非常に重要な指摘だと思います。見取りの視点っていうことで、もしよろしかったら3人の方どなたかでも先で。じゃあ、碓校長先生、よろしいですか。

【碓校長】

非常に難しいですね。それで、教員側の見取りっていうのは、我々管理職はいつも副校長も含めて教員とのコミュニケーションがありますから、比較的と分かりやすい。でも、細かい部分について、やはり見取れていないなっていうのもあります。これは保護者からの訴えがあった場合に、その対応状況なんか見ると、これは根本的に理解できてないなっていう場合もありますけれども、それを例えばチェックシートのようなものでやるっていうことはやっていません。やはり難しいのは、冒頭に申し上げたように、保護者の意識っていうのはこれは本当に違います。例えば子供がスポーツ系のもに行ってる場合には、少々何があってもこれをいじめとは捉えないっていうのがあ。また逆に非常に繊細でこのような法令上のいじめというものを出示すと、それに敏感に反応してうちの子はいじめられているっていう場合もありますので、保護者に対する説明っていうんですか、その理解度を図るっていうのは、どういう尺度でやればいいのかっていうのが今後本当にそういうものを作って頂いて、是非提供頂きたいと。逆にお願ひしたいなというふうに思っております。

【有村委員長】

ありがとうございます。じゃ、常盤校長先生いかがですか。

【常盤校長】

先ほど申し上げた中で、毎朝報告が来るっていうことになっているのですが、その前の段階で見抜けていなければ報告も来ないということになってしまうのです。我々が一番そこに危機感をもっています。教員の中にもやはり経験年数の違いもあったりします。しかし、中学校の場合にはよい点として教科担任制という授業にいろんな複数の教員が関わっていくっていうこと、それから本校でも事例があるのがやはり部活の中での人間関係があります。中学にとって部活っていうのは大きな存在でありますので、そうした中で見抜いていくところもあります。それも顧問も複数制でベテランと若手教員が持ったりするケースもありますので、そうした中でお互いが関わりを持っていかないとどうしてもそれが、あれ、おかしいんじゃないってところを見抜いていけるかどうかっていうのは非常に感性の部分にも直に入ってくる場所でもありますので、校内の中でそういった意識を高めていくしかないってのが今の我々にとっても現実です。先ほども、何回も繰り返し申し訳ないんですけども、保護者から訴えが出てくるってことは我々は真摯に捉えてるんですね。これをやはり一方的にいじめと捉えられてしまったのではなくって、保護者から声が出るってありがたいことだなんていうことを捉えておかないと本当に眠ってしまうことになってしまいますので、我々はその姿勢だけはとにかく大事にしていこう。それからあと必ずそばにいましょって先ほどの本校の生活指導のスタイルですけれども、授業間の休み時間の間も、それから朝も早くなるべく行くようにしたりとかっていう。それから何がつながるかっていうと、別にしてそこでいじめを見抜けることではないっていうことも申し上げたとおりです。ただ、いつも先生がそこにいてくれるとか、何か安心感があればそこにいつか声を掛けてみようとか、今度、先生見てたけど、あれもなんだけど、実はこういうことがあるんだよってということにもつながっていきけるんじゃないかと思っておりますので、やはり生徒のそばにいるということしか、もうこれが鉄則じゃないかなと私は思っております。

【有村委員長】

服部校長先生は。

【服部校長】

いじめのその定義に関してですけれども、さっきの表が出た段階で、私はもうすぐ職員に提示しました。そこで、多分突っ込めばかなり喧々諤々けんけんがくがくになると思うのですけれども、こういう方向で動くからねっていうことでの情報提供でとりあえず留めてあります。教職員に対しては。ただ、生徒、保護者に関してははっきり言ってどうなのかなってところがあります。例えば、特別指導で生徒や保護者に話すときでも、やはりまず、さっきの事例じゃないですけれども、いじめうんぬんじゃなくてやったことがいかに傷付けるか、よくないか。例えば、同じSNSへの書き込みでも、僕はどうってことないって子は平気ですよね。でもその本人も納得させなきゃいけない。親も納得させなきゃいけない。この定義をそのまま持ち出したら絶対納得させられないですから、社会通念上のところから説明するような形で傷付く子もいることを理解して頂くようにしています。だから、例えば生徒、保護者に正しく定義を理解させる。これを定義を出す。それによってどうなるのかというのははっきり言って見えないうか逆に怖い部分がありますよね、私としては。答えになってないって感想ですけれども。一番は生徒、保護者を納得させるっていうか、要するにやったことが悪いんだよっていうことを納得させるのが一番じゃないかと考えております。

【有村委員長】

では、藤平委員。

【藤平委員長職務代理者】

今、服部校長先生がおっしゃられたように、もういじめかどうかに関わらず、事実について指導するということが、学校のあるべきことだと思うのです。ですから、どうしてもこれやったことに対して、今までですとこれいじめかどうかってことで相手のこと配慮したりとかということで、なかなか指導にいけないと。で、そこをうまくこう書かれたのがこの下巻の96ページのことなのか。実は今、国で要は3年経ちまして、基本方針ができて、国のいじめ基本方針の見直し作業をしているところですが、そのいじめの定義のところについては、まさしくこの96ページのようなことが書いてあります。つまり、悪気がなくても傷付けたことについては傷付けたという行為についていじめという言葉を使わないで指導すると。ただし、今の現行のこの法律については、相

手が傷付いたものは全ていじめというように認定されますので、該当しますので、学校の法律の22条で規定されている学校いじめ対策組織には情報共有するっていうような書きぶりになっているということはちょっとお伝えしたいと思います。

【有村委員長】

非常に貴重ないい情報頂きました。ありがとうございます。ほかに今のことで。はい、どうぞ。

【坂田（篤）委員】

96ページの対応を今、職務代理者からお話があったように、我々の示唆を受けるんですけども、あくまでもこれも本当に基本的なスタンスを書かれたものであって、やはり実際にはものすごく時間がこれはかかるものです。これは碓校長先生がおっしゃられたように、ここに書いてらっしゃって、面接時に時間がかかると。これは私、学校の悲鳴だと思っています。やはり今まで議論があったように、記名でアンケートをやればこれは丁寧な対応がどうしても求められてくるっていうことで、これ書かれたもの1件1件全部対応していかなければいけない。これは非常に、私は解のない問いなのですけれども、非常に苦しい状況に学校が陥っているのではないかなというふうに思います。ですから、そういう意味でも坂田委員がおっしゃられたような何かやはり切り分けと言うんでしょうか、何かそういうところがやはり学校を救っていくのではないかなというふうに私は思っています。今日の校長先生方皆さん本当に真摯に御対応されて、非常に御丁寧な御対応ですから保護者との信頼関係もでき上がって行って、これから先もこの課題は少しずつ解決されていくとは思いますが、その裏側には膨大な時間を使われているということを我々は忘れてはいけないなっていうふうに思っています。これが1点です。もう1点、よろしいでしょうか。私、ほかの自治体、自治体名のお話は具体的な話は出ませんが、先日、いじめで尊い命を亡くした中学2年生でしたかの女の子の報道がありました。そういう中で、私これ新聞報道レベルの話なので、限られた情報内での私の見解なのですけれども、7月にいじめを把握していた、いじめ調査ですね。その後対応して、学校は一定程度このいじめはおさまったというふうに考えていた。そのかわりその女の子は保健室登校であった。1月にもう一回いじめ調査を行ったらそこでも嫌がらせという記述があった。その翌日に命を絶たれていらっしゃったのですね。私、これは今、中教審等々で子供たちの資質能力っていう話がありますけれども、やはり教師の資質能力っていうところをしっかりとこれ考えていかなければならない問題であって、それが今議論をされていたことではないかなというふうに思っています。ただ、この資質能力について林委員がここで意見されましたように、資質能力を計るっていうことが非常に難しい問題あると思うのですけれども、やはりここは並行して学術機関が一緒になって現場と一緒に解決していかなければいけない課題だろうというふうに思っています。以上です。

【藤平委員長職務代理者】

すみません。何度も私ばかり発言して申し訳ないのですけれども、ただ、今、国でも本日お集まりになった校長先生方のように、すばらしい取組をされている先生方もいる一方で、いまだにやはりそれはいじめじゃないよっていうことを見過ごして、それで自らニュースにはならないまでも、自ら命を絶つような行為をしているというものが、事件が多くあります。優先順位として、もう今先生方細かくやられて大変だっていうのはすごい重々承知しているのですけれども、まず東京都の学校全て、若しくは日本全国の全てが最低限こういうこともやはりいじめかどうかじゃなくても困っている子供に対してはしっかりと指導するっていうような意識をまず最低限やるっていうことが一番最初の基本的なことで、その上であって、また次のこともっていうことではないでしょうか。だから、そこら辺のところができないうちにまたっていうのはどうかなってところも半分はあります。実際こういうようなことが広まっていて、実際に小学校低学年のいじめとか暴力の認知っていうのはすごく上がっていて、それは逆に急に切れる子が増えたっていうことではなくて、先生方がそういうことを丁寧に細かく見てしっかりと対応されているということでもいいことだということにはなっているっていうことはすごく今つながっていると思いますが。

【有村委員長】

今御紹介がありましたように、文科省の調査、東京都でもそうだと思うんですけど、小2がピークですよ、去年なんかデータを見ていますと。それはやはりこういう先ほどから議論があるように、小学校の子供たちからそういう認識が深まってきているっていう理解もしていいんじゃないかなというふうに思ったところですけども。ほかにはどうでしょうか、今のこの件に。特に教員の認識

とか保護者の認識を深めるってということについて。

【坂田（仰）委員】

じゃちょっと関連して。

【有村委員長】

はい、どうぞ、坂田委員お願いします。

【坂田（仰）委員】

我々、私も元教員なのですけども、教師の目で見えてしまうことっていうのはあります。私も昭和に教師になった人間ですから、未だにそこから抜け切れてない部分っていうのがあるのですが、そういうのを補うために東京都では対策委員会にスクールカウンセラーを必ず入れましょうっていう視点を持ち出したっていうふうに認識しているのですね。ところが、今日御発表を聞いていると、なかなかスクールカウンセラーが対策委員会に参加できない状況が固定化されているように私としては思うわけです。これは無理ない部分っていうのは確かにあるのですけれども、そこらへんの視点っていうのをお三人の校長先生方はどう考えて、どういうふうに、お話をこういうことが企画会議の後の会議とか、運営委員会の会議の後でありましたら伝えられていると思うのですが、逆にカウンセラーの方たちの日常的な活動から得られる知見っていうのはどういう形で挙がるルートっていうのがあるのかなっていうところをちょっとお聞かせ頂けたらなって思っています。

【有村委員長】

はい、どうぞ。今の現状が分かりやすい問いだと思うのですが、どうぞお願いします。

【碓校長】

最初に申しあげましたように、週1回都のカウンセラーさんが来てくれる。それでカウンセラーが見取った事例は必ずその日のうちに管理職に挙がってきます。その情報は必ず入って、どういう対応をしたかっていうのも入ってくるようになっていきます。また、管理職及びコーディネーターがカウンセラーに、この子がちょっと今気になっているのだけれどいうことを具体的に伝えて、授業の観察等に入ってもらってという形でやっております。ただ、本当に週1回ですとそれに対応できないという、特に急に挙がってきたものに対しては、どうしても情報を提供するのが遅くなってしまっているのが現状です。

【常盤校長】

私の先ほどの基本としたい姿勢という資料6のところの、めくって頂いた先ほどの共通理解をもった生活指導の対応図なのですけれども、ここにあるとおりこれがもう一番要になっているとかなんですね。経営会議や運営委員会という組織と、かつ生活指導部会があって学年会があって、もうこれがぐるぐる情報が共有化できるようになったのも、この校内委員会のところが結構やはりウエートあるのですね、実のところ。スクールカウンセラーや特別支援教育指導員、それからハートフルフレンド、これは市特有のものですけれど、そうした関係者がたくさんいますんで、それが各々の情報で埋もれていたら意味がないわけですから、そこで共有化が図られていくっていうことで、これは校内委員会があるのはどうしてもスクールカウンセラーが勤務する日にならざるを得ないところがあるということで、ここで得た情報がこの組織につながっていかなければ意味がないわけで、いじめ対策委員会が兼ねていますから、その横に書いてあるとおり。そこにスクールカウンセラーの勤務日に合わせてもちろん参加して頂くということで、連携を図るっていうところが、教員にこれは共有されてないと伝わっていかないと意味がないですから、だから本校のこの資料は実は生活指導部で出している資料そのまんま、ありのままに提示しています。教員がこれを基に今対応しているところを御理解頂ければと思っています。

以上です。

【有村委員長】

じゃ、服部校長先生。

【服部校長】

先ほどの一番最初のところでお話しした企画調整会議ということで教員はほとんどの教員が毎日出てきておりますから情報の共有を図るためには、もうそこでやるしかない。副校長がカウンセラーにつながますけれども、そこで担任も実は相談に行くのですね。それで情報共有して、最後その日にカウンセラー日誌のほうで副校長に返ってまいりますので、その日誌を提出した段階で副校長とカウンセラーがまた話をするというところで、週1回のキャッチボールに日常的なところはなり

ます。あとは、先ほど言いました特別指導絡みのところで、ちょっと心配な子については加害、被害双方について教員としてできることは話をした。でも、カウンセラーの専門的な話も聞いてみなさいっていうことを親がいる前でも私は最近話をするようにしています。心理の専門家の話も聞きなさい。我々はあくまでも教員の立場としての話っていうことで、その特別指導が終わった後にカウンセラーにつながる子も何人もいます。そのような対応で、すごい重大事態のときにはカウンセラーの出勤日に合わせて対策委員会を開くというような形で対応しております。

【有村委員長】

スクールカウンセラー、今の御理解のように週1回とか8時間っていうある種の限定があるわけですが、都教委では困難っていうか、緊急に派遣する制度を何とかとっていますよね。僕は非常に機能しているのではないかというふうに理解はしていて、見ると、今坂田委員御指摘のように、少し率直なところ3人の校長先生方の発表でも、もうちょっとスクールカウンセラーを活用したらいいのではないかという御趣旨もあります。もしよろしければ大変恐縮ですが、都教委で何か都立学校なり、あるいは区市町村の学校は区指導相談室のカウンセラーを特別に派遣するとかそういうことが柔軟に行われるように、この今の協議の中でも対応して議論なったわけですが、そこら辺りについて何か教えてもらいたいものはございますか。どこか。相談関係か。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

私どもとしては、教育相談センターのアドバイザースタッフ事業について、月山次長から御紹介頂ければと思います。

【事務局（月山教育相談センター次長）】

アドバイザースタッフが心理の専門家としておりますけれども、私どもの心理職員と合わせて緊急時の自殺等の対応とかいったところでは要請に応じまして、適切に対応できるように派遣しております。その際、教育委員会ですとか学校経営支援センターとも連携を図りながら、また本庁とも連携を図りながら、対応しているという現状がございます。

【有村委員長】

今、私もその情報を伺って、意を強くしたんですけど、ある区で実際にそういう対応をして非常に学校の校長先生は助かったっていうケースを聞いております。ですから、もちろん定期的に周囲、いらっしゃるのを会議としてまとめていくというのも大事なんですけども、緊急にやはりお願いしたいというときはすぐ来てくれるという対応はできてるようですので、是非御活用頂ければというふうに思っています。

【常盤校長】

実際に活用させて頂いたんで…

【有村委員長】

もしよろしければどうぞ。具体的に。

【常盤校長】

具体的な内容までは申し上げられないんですけども、市教委を通じて、教育相談センターから専門職のカウンセラーの方、臨床心理士さんを派遣して頂いて、子供の面接にも当たって頂くということも実際活用させて頂いております。ありがたく思っております。

【有村委員長】

ありがとうございます。そんな対応がもう整っているということも、今の議論の中に含めて頂ければと思っておりますけど、この件についてももしよろしければ鈴木委員どうぞ。

【鈴木委員】

週1回しか行かないものですから浦島太郎になりがちなんですけれども、ただ逆にその利点もありまして、1週間に1回学校に行きますと「学校の雰囲気は1週間前と全然違う。」職員室に入った瞬間「一体何があった。」と思うようなこともございます。距離がある分、細かい情報は分からないんですけども、逆にその学校全体の雰囲気、例えば月曜日の朝礼のときに後ろに立っていますと学校の様子が非常によく分かります。どこの学年でどんな生徒さんがお話を聞いていられるのか聞いていられないのかとか、列の並び方だとかそういったこと小・中学校含めて1週間に1回定点観察してだけで分かることがあったり、相談室開放に突然あるクラスの児童・生徒さんがたくさん来るようになると、そのクラスで大抵何かあったりですね。そういったようなところで、細かい日常的なところは先生方のような情報は得られませんが、逆に距離があることで見えて

くるっていうことも多々ございます。

【有村委員長】

それ非常にスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーの特徴だというふうに思いますので、そこら辺りを学校で十分に周知をして頂いて御活用頂くとすごくありがたいなというふうに思っているところです。今日、本当にこれがもっともっと議論したいんですけども、もしこれだけどうしてもっていうことあれば御指摘頂ければと思いますが。よろしいでしょうかね。今日は、3人の校長先生方にいじめの認識っていうこと、あるいは学校での組織的な対応どうするかという具体的な貴重な御意見を頂いたこと、感謝申し上げたいと思っております。とりわけ、今日話題になりましたアンケートの取扱い、また発達障害のお子さんの問題、それから教員の見取りの問題、とりわけ保護者への伝え方の難しさとかですね、そういうのがあったように議論があったように思うわけですけども、大事にしていきたいと思います。ちょっと私が経験したことで申し上げますと、実は具体例としてこの上巻の方の83ページのこの見開きの資料ありますけれども、いじめ対策委員会の取組っていう、ある学校では校長先生がこれを折に触れて先生方に、一応都教委が学期ごと、月ごとに大体先生方こんなこと気を付けておいてくれよということを示して、これは一つのマニュアルだけれども、これは自分なりに置き換えて自分の学級ではどこ重点に置きたいかということを考えてほしいということ提案された校長先生いらっしゃいます。だからやはり若い先生とか御年配の先生も非常にこれ参考になったらしくて、これに基づいてこういうふうに普段から気を付けてくればいいんだなという、とりわけ小・中学校、高等学校も学級経営の充実ということにポイントを置いて、先生方がいじめ予防に当たっていると。それがいじめ認識に非常につながっているっていう事例がある校長先生からお聞きしまして、やはりそうするとこういう資料が、具体的には目に見える形で分かって頂いているのだろうなと思って意を強くしたところでございます。最後に私が余計なことを申し上げましたけれども、すごくある校長先生から勇気付けられた話を紹介させて頂きました。

それでは、今日は先生方から貴重な御意見を頂き、3人の校長先生、改めてお礼申し上げたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

一応、第1点目の審議事項についてはここまでにしたいと思っておりますけれども、第2点目につきましてはその他となっておりますけれども、委員の皆さんここで何かその他の何かこの点をどうぞということがございましたら、どうでしょうか。私の方から、次回の議題でも何でもいいんですけども、今までの議論の中でも若干あったのですけれども、とりわけ中学・高等学校なんかでもいじめ対応の中で、生徒自身が、例えば自分たちがいじめ問題をどう取り上げてどう活動していくかっていう、いわゆる学校の教育活動でいうと生徒会活動ですね。学級活動とか生徒会活動においていじめ問題をどうやって取り組んで、生徒が自主的に解決していくような、先生たちばかりってということがいじめ問題ってどうしてもなるのですけど、生徒たち自身がどんなふうに自分たちで前向きに取り組んでいくのかと、そういうこともこれからの課題なのかなと思っているところがあります。また我々の委員会でもそういう機会があれば、生徒が直接いじめ問題をどう考えるのかということテーマにするのもどうかというふうに思っているところがありますけれども、また事務局とも相談しながら考えていきたいと思っているところです。もし皆さんのほうでこういう点もどうだっていう審議したいということがあれば御提案頂けるとありがたいのですがどうでしょうか。はい、どうぞ。笠原委員、お願いいたします。

【笠原委員】

今までに議論されたかどうか前回のメンバーに入ってなかったのと同じなのですが、今日先生方、本当、ちょうど3人の先生方が小中高ということで子供の発達年代による違い、そのいじめの質が多分、多分っていうか絶対違うので、小学校の子供たちの中のいじめ。例えば仲間外れみたいなものと、高校の先生方もほとんど犯罪に近いような対応をしているところもあるのではないかと推察するのですが、ちょっと発達段階によっていじめの質とか内容、そこそこ違いがあるはずですし、それに対して対応の仕方も一律では当然賄えないはずなので、そのへんの議論ってというのは今までされたのか。もしされてなければ少しして頂くのも一考ではないかと思えます。そこに発達障害の問題も当然、小学校年代の発達障害の問題と高学年の発達障害の問題、多分異なるかなと思いますので、そこも含めて検討して頂けたらいかかと…

【有村委員長】

ありがとうございます。子供の発達の問題ですね。非常に根本的な問題として御提案を頂きました。今までも全くなかったわけではないというふうに思うのですが、今のように専門的に特化して議論したということはそんなに多くなかったような気がしますので、これからの課題として取り組んでいけたらいいなと思っているところです。ほかにはどうでしょうか。ございませんでしたら、一応長時間にわたりましたけれども、今日審議を予定しておりました2点について議論を終了したいというふうに思っております。事務局からどうでしょうか。何かございましたらお願いいたします。

【事務局（小寺主任指導主事（生徒指導担当））】

委員長、それから、委員の皆様貴重な御審議賜りありがとうございました。2点、事務連絡をさせていただきます。

1点目は次回の会議の予定でございます。本会、本年度は定例の会議については今回が最後になります。次回、定例の会議としては平成29年5月を目途に開催する予定でございます。改めて電子メール等で参加可能な日程を確認させて頂き、決定してまいりたいと考えています。

2点目、会議録についてでございます。前回同様1か月後を目途に案を委員の皆様にご送らせて頂きます。5日程度の間で御確認を頂きまして、御修正がある場合は御連絡を頂きたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

【有村委員長】

ありがとうございました。これにて第2回いじめ問題対策委員会を終了したいと思います。長時間にわたりまして御議論頂きましてありがとうございました。